

10. 学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は公共性を有し、教育研究活動を行うと共に永続するために収支均衡を図っていくことを重視しており、企業とは異なり、利益を得ることを目的とはしていない。この目的が、学校法人会計の特徴に反映されている。

学校法人において作成される主な計算書類は「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」の3種類である。学校法人の収入の多くは学生生徒納付金や補助金であり、教育研究活動のための財務の健全性の程度を開示する必要がある。

一方、一般企業において作成される主な計算書類は「損益計算書」と「貸借対照表」の2種類であり、これは企業の目的が利益追求であることから、当該年度の正しい損益の状況と、財政状態を利害関係者に開示する必要があるためである。

また、一般企業の代表的組織形態である株式会社は、株主の出資により設立されるが、学校法人の設立は寄付によって行われるため、学校法人に対する外部持分が生じることはない。